

国官技第377号  
国総技第123号  
施行 平成14年3月28日  
国官技第308号  
国総技第73号  
改正 平成26年3月26日

## 国土技術政策総合研究所部外研究員受入れ規程

### (通則)

第1条 国土技術政策総合研究所（以下「研究所」という。）が技術に関する指導のために行う研究所以外の機関（外国の機関を除く。以下同じ。）に所属する職員（以下「部外研究員」という。）の受入れについては、この規程の定めるところによる。

### (受入れの申請)

第2条 研究所の長は、次の各号に掲げる機関の長から、申請があったときは、当該申請に係る部外研究員を受け入れることができる。

- 一 国家機関、地方公共団体、国土交通省設置法第4条第28号の業務等を定める政令（平成12年政令第297号）第2条に規定する公共的団体及び日本下水道事業団
- 二 一般社団法人または一般財団法人
- 三 その他研究所の長が、その部外研究員の受入れを適当であると認めて指定した機関

2 前項の申請は、次に掲げる事項を記載した部外研究員受入れ申請書（以下「受入れ申請書」という。）を提出して行うものでなければならない。

- 一 部外研究員の氏名、住所及び経歴
- 二 受入れを希望する期間
- 三 希望する指導の内容
- 四 受入れを希望する理由
- 五 その他受入れに関し必要な事項

### (受入れ年度計画の作成)

第3条 研究所の長は、毎年度部外研究員の受入れに関する年度計画（以下「受入れ年度計画」という。）を作成し、国土交通大臣の承認を受けなければならない。

- 2 受入れ年度計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 部外研究員の受入れを申請した機関（以下「申請機関」という。）の名称及び住所
  - 二 受入れようとする部外研究員の氏名
  - 三 指導の内容
  - 四 受入れ予定期間
  - 五 その他受入れに関し必要な事項
- 3 受入れ年度計画は、次の各号に掲げる要件に該当するものでなければならない。
  - 一 受入れ中の部外研究員の人数が55人を超えることとならないこと。
  - 二 受入れようとする部外研究員が研究所の指導を受けるのに必要な能力その他の適格性を有する者であること。
  - 三 指導の内容が特定の技術の修得又は申請機関の研究、試験若しくは調査（以下「研究等」という。）の実施に関するものであること。
- 4 部外研究員の受入れによって研究所の他の業務に支障が生ずるおそれのないものであること。
- 4 研究所の長は、受入れ年度計画を作成しようとする場合においては、当該受入年度計画に係る年度の前年度の2月末日までに提出された受入れ申請書を参考とするものとする。
- 5 前4項の規定は、受入れ年度計画の変更について準用する。この場合において前項中「当該受入れ年度計画に係る年度の前年度の2月末日」とあるのは「当該受入れ年度計画の変更について国土交通大臣の承認を受けようとする日の30日前」と読み替えるものとする。

（受入れの承認）

- 第4条 研究所の長は、受入れ年度計画に基づいて部外研究員の受入れを承認しなければならない。
- 2 前項の規定する承認は、申請機関の長に対し部外研究員の受入れ承認書を交付して行うものとする。
  - 3 前項に規定する受入れ承認書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
    - 一 受入れる部外研究員の氏名
    - 二 受入れ期間
    - 三 部外研究員の指導に関する計画の内容
    - 四 研究所の長が受入れ承認書に基づいて部外研究員の指導を行う旨及び次条から第10条までの規定の趣旨に関する事項

五 その他受入れに関し必要な事項

- 4 前3項の規定は前項第2号及び第5号に掲げる事項の変更について、前2項の規定は前項第1号及び第3号に掲げる事項の変更について準用する。

(受入れに要する費用の負担)

第5条 研究所の長は、受入れに要する費用を申請機関に負担させなければならない。

(部外研究員の服務等)

第6条 研究所の長は、部外研究員の服務については、研究所の職員に準拠して取り扱うものとする。

- 2 研究所の長は、部外研究員が受入れ年度計画に係る指導に関して被った災害の補償については、当該部外研究員の所属する申請機関に負担させるものとする。
- 3 研究所の長は、部外研究員が故意又は過失により研究所又は第三者に与えた損害については、当該部外研究員が所属する申請機関に賠償の責を負わせるものとする。

(受入れの中止)

第7条 研究所の長は、受入れ年度計画に係る指導を継続することにより研究所の他の業務に支障が生じ又は天災その他のやむを得ない理由が生じたため、当該指導を継続することが困難となったときは、当該部外研究員の受入れを中止することができる。

- 2 研究所の長は、部外研究員又は申請機関の長が第4条第2項に規定する受入れ承認書に記載された同条第3項第4号及び第5号に係る事項を遵守しないときその他部外研究員又は申請機関の長に不都合な行為があったときは、当該部外研究員の受入れを中止することができる。
- 3 研究所の長は、第1項の規定により部外研究員の受入れを中止しようとするときは、あらかじめ、当該部外研究員の所属する申請機関の長と協議しなければならない。
- 4 研究所の長は、第2項の規定により部外研究員の受入れを中止しようとするときは、当該部外研究員の所属する申請機関の長に通知しなければならない。

(研究等の報告)

第8条 受入れ年度計画に係る研究等が終了し、又は受入れ期間が満了し、若

しくは受入れを中止したときは、研究所の長は、速やかに、当該研究等に関する報告書を当該部外研究員から提出させなければならない。

(特許出願)

第9条 研究所の長は、研究所に所属する職員及び部外研究員が共同で行った発明について特許出願をしようとするときは、当該部外研究員（当該発明が特許法（昭和34年法律第121号）第35条第1項に規定する職務発明であるときは当該部外研究員の所属する機関。以下この条において同じ。）と共同して行わなければならない。ただし、当該部外研究員の同意を得たときはこの限りでない。

- 2 研究所の長は、部外研究員が受入れ年度計画に係る指導を受けて行った発明について当該部外研究員が特許出願をしようとするときは、研究所の長と共同して行わせるものとする。
- 3 研究所の長は、前2項本文に規定する特許出願について、当該特許出願に係る特許を受ける権利の持分を定めた共同出願契約を締結しなければならない。
- 4 前3項の規定は、実用新案登録出願及び意匠登録出願について準用する。

(研究等の成果の取扱い)

第10条 研究所の長は、部外研究員又はその申請機関の長が受入れ年度計画に係る研究等の成果を研究所の長及び当該申請機関の長以外の者に知らせようとするときは、あらかじめ、研究所の長の同意を得させるものとする。

(細則)

第11条 研究所の長は、この規程を施行するため必要があるときは、細則を定めることができる。

- 2 研究所の長は、前項の細則を定め又は変更したときは、国土交通大臣に報告しなければならない。

附則

この規程は、研究実施体制を改善するため、必要があると認められる場合は適宜見直すものとする。